

各 部 長
各 所 属 長 様

喜 多 方 市 長

令和 9 年度当初予算編成方針について（通知）

第 1 日本経済と国の動向

我が国経済は、国の『月例経済報告』（令和 8 年 8 月）において、「景気は、緩やかに回復している。」とされているものの、「中東情勢や自然災害の影響、金融資本市場の変動等のリスクに注意する必要がある。」と指摘されており、依然として先行きに予断を許さない状況にある。

このような中、国は『経済財政運営と改革の基本方針 2026』（令和 8 年 7 月 21 日閣議決定）において、「責任ある積極財政」を基本姿勢として掲げ、賃上げの普及・定着、国内投資の拡大及び「地域未来戦略」の推進等を重点課題として位置付けており、あわせて、令和 9 年度予算編成においても、こども・子育て政策、防災・減災、国土強靱化等の重要施策に対し、重点的かつメリハリのある予算措置を講ずることとしている。

地方財政については、令和 9 年度予算編成における地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額が、令和 8 年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保する方針が示されている。しかし、物価上昇の継続に伴う行政コストの増大、社会保障関係費や公債費利払いの増加、職員人件費の上昇等により、財政需要はこれまで以上に高まることが見込まれることから、こうした実態が令和 9 年度の地方財政計画等に十分反映されるかについて、今後の国の動向を注視していく必要がある。

第 2 本市の財政状況及び今後の見通し

本市の財政は、歳入面において、米価下落の影響による市税収入の減少が見込まれるほか、中長期的にも人口減少が進行することに伴い、市税収入及び地方交付税の伸びが期待できない状況で推移していくものと見込まれる。

一方、歳出面においては、人件費や扶助費を中心とした義務的経費の増加に加え、公共施設の老朽化対策、物価・資材価格の高騰や賃上げ等による事業費の変動及び将来を見据えた投資に伴う普通建設事業費の増加、さらには金利上昇による公債費の増加など、多くの財政需要の増大が見込まれており、持続可能で規律ある財政運営を行う上で、大きな課題に直面している。

特に、今後計画しているひとづくり・交流拠点複合施設整備事業や小中学校の適正規模適正配置の取組、広域市町村圏組合におけるごみ処理施設整備等事業への対応を考慮すると、後年度長期にわたり相応の財政負担が見込まれることから、限ら

れた財源の下で、より一層の選択と集中が求められる。

このような中にあっても、物価高をはじめとする社会経済情勢等の変化に十分留意しながら、「総合計画」に掲げる諸施策を計画的に推進するとともに、多様化・複雑化する行政課題にも的確に対応していく必要がある。

このため、令和 9 年度当初予算編成においては、令和 10 年度以降の予算編成も見据えた更なる収支改善対策に取り組む必要があり、これまでにない厳しい予算編成となることが想定されるところである。

あわせて、令和 9 年度は「財政健全化プラン」（令和 7～9 年度）の最終年度に当たることから、基金繰入れに依らない予算編成、財政調整基金残高 15 億円以上の確保及び令和 7 年度当初予算比一般財源 10 億円以上の削減という目標の達成に向け、全庁一丸となって取組の総仕上げを図らなければならない。

第 3 令和 9 年度予算が目指すもの

令和 9 年度予算は、「財政健全化プラン」（令和 7～9 年度）の最終年度として財政基盤の回復を確実なものとしながら、市政執行の 3 つの基本理念である「真の公平さの追求」、「地域力を最大限に生かす」、「国・県との連携」のもと、「総合計画」に掲げる将来の都市像「力強い産業 人が輝く 活力満ちる安心・快適なまち」の実現に向け、限られた財源を真に必要な施策に重点的に配分する。

■政策の柱■

- 1 子育て世帯に寄り添った政策と教育の充実
- 2 防災力の更なる強化と再生可能エネルギーの導入促進
- 3 全ての産業への継続的支援と若者の地元活躍創出
- 4 早期の財政健全化の実現と自治組織の充実
- 5 地域医療体制と各種福祉・介護政策の充実
- 6 市民・団体による対話機会を増やし市政に早期反映

■総合計画の大綱■

- 1 地域の特性を生かした力強い産業づくり
- 2 地域を支え未来を拓く人づくり
- 3 安全・安心、思いやりのある、人にやさしいまち・くらしづくり
- 4 自然との共生と元気なふるさとづくり

第 4 令和 9 年度予算編成の基本方針

令和 9 年度当初予算の編成に当たっては、全ての事務事業について、事業の効果・必要性を検証し、優先順位付けを徹底した上で、要求する事業を厳選すること。

また、既に所定の目的を達成した事業、社会情勢等の変化によりニーズが低下した事業、民間活力やデジタル技術の活用により効率的な実施が可能な事業及び類似事業との整理・統合が可能な事業については廃止・縮小・統合を積極的に行うこと。

これにより生み出した限られた財源を効率的かつ効果的に活用し、第 3 に掲げる施策に集中的に配分するとともに、将来の財政需要や不測の事態に備えるための財源の確保を図ることにより、市民生活の維持・向上に向けた取組を着実に推進する。

各所属においては、次に基づき予算を要求すること。

1 予算編成の基本的な考え方

(1) 一般財源要求限度額の提示

財政健全化プランを踏まえ、市全体での経費削減目標を設定する。その上で、人件費・扶助費・公債費等の義務的経費及び真に必要な行政サービスに要する経費を除いた額を調整し、『一般財源要求限度額』として提示するものとする。

(2) 部長マネジメントによる歳出全般の徹底した見直しと効率的な行政運営

各部長は、財政課への要求に先立ち、部内で十分な議論と調整を行い、提示された一般財源要求限度額の範囲内で、部内事業の優先順位付けと事業の選別により必要な調整を行うこと。

(3) 通年予算の原則

当初予算の編成に当たっては通年予算を原則とし、年度内における総額を見積もること。総額の全部又は一部を留保し、補正予算で要求することは一切認めない。

(4) ゼロベースによる積み上げ

単純な前年度踏襲を排し、ゼロベースから所要額を積み上げること。既存事業については、事業の効果、目的の達成度、必要性及び継続性を厳しく再点検し、廃止・縮小・統合を進めること。

(5) 関係部局等との事前協議の徹底

予算要求に当たっては、関係部局及び関係機関との事前協議を十分に行うこと。特に複数の所属にまたがる事業については、関係所属間で十分に調整した上で要求すること。総合支所が所管する事業については、本庁主管課と総合支所担当課において十分に協議及び調整を行うこと。

(6) 特定財源の積極的な確保

国・県の補助制度、有利な起債の動向を常に把握し、活用可能な特定財源を積極的に確保すること。新規事業の立案に当たっては、特定財源の活用を前提条件とすること。

(7) 後年度負担への配慮

当年度の支出だけでなく、後年度の維持管理費、公債費償還等を含めたトータルコストを必ず検討すること。

(8) 新規事業は原則ビルド&スクラップとする

新規事業の創設に当たっては、既存事業の廃止・統合を前提とし、必ず終期を

設定するとともに、実施年度の調整や事業量の平準化を図ること。

(9) 物価高騰への対応と価格転嫁の適正化

物価高騰に対応した適切な発注が可能となるよう、実勢を踏まえた適正な労務費単価や資材価格などを反映した予算要求とすること。

2 各所属別の一般財源要求限度額

- (1) 別途通知するところにより、各所属別に一般財源ベースでの限度額を設定する。限度額の算出に当たっては、令和9年度における一般財源所要額の見込みをベースとし、財政健全化プランも踏まえた市全体での削減額の目標を達成するための調整を行う。
- (2) 各所属においては、本方針に基づき経費の調整を図り、必ず限度額内での予算要求をすること。所属内での積算が限度額を超える場合は部内における調整など所属間で限度額を繰替えすることを認めるものとする。
- (3) 限度額設定時の一般財源総額は、総務省が公表した令和9年度概算要求に基づく地方財政収支の仮試算などから見込んでいるものであり、今後、地方財政対策等の決定などにより配分の変動もあり得るものであることに十分留意すること。
- (4) 限度額は一般財源ベースでの配分であり、事業費としてはこれに特定財源が加わった額となるものである。

3 わくわく喜多方推進事業、総合戦略事業

「わくわく喜多方推進事業」及び「総合戦略事業」については、政策目的との整合性、実施効果、緊急性及び優先度を十分に見極め、真に必要なものに限って要求すること。

また、現在の財政状況を勘案し、部ごとに配分を行うため、各部長のマネジメントにより部内調整及び優先順位付けを行い、必ず配分額内で要求すること。

これらの事業は、それぞれの「事業枠」で算出し、別途指示に基づいて調書を提出するものとする。なお、財源については令和9年度も令和8年度と同様に「ふるさとづくり基金」を一部充当する。

第5 予算編成の留意点

第4に掲げる基本方針を踏まえ、社会経済状況や制度改正の動向を的確に捉え、歳入の確実な確保を図るとともに、歳出にあっては、限られた財源を真に必要な施策に効果的に配分するものとする。

1 歳入予算について

歳入予算については、総計予算主義の原則に基づき、当該年度に見込まれる全ての収入を計上するものとする。各科目とも過大見積りとならないよう十分に注意するとともに、一般財源要求限度額の枠内に収めることを目的とした特定財源の過大見積りは厳に慎むこと。

また、歳入予算の計上に当たっては、積算根拠を明確にすること。

(1) 市税

税制改正や経済動向を十分に把握し、的確な見込額を見積もること。

(2) 使用料、手数料

これまでの実績や今後の利用見込み等を十分に踏まえ、収入見込額が過大とならないように留意すること。

(3) 国・県支出金

国及び県の予算編成の動向等を注視し、補助金の採択要件がある場合は、所定の手続を適切に行い、特定財源を確実に確保すること。なお、特定財源を見込んで予算化した事業が不採択となった場合、一般財源への振替えは認めない。加えて、国・県補助金が廃止又は縮小される事業については、市負担への振替えは原則として行わないこと。

(4) 市債

中期財政計画に位置付けた事業等について計上を認めるものとし、交付税措置のある有利な市債の優先的かつ最大限の活用を徹底すること。

(5) その他の歳入

財産収入、ふるさと納税寄附金、諸収入などについて、これまでの実績や今後の見込み等を十分に踏まえ、的確な見込額を見積もること。特にふるさと納税については積極的な確保に努めること。

2 歳出予算について

歳出予算については、最少の経費で最大の効果を上げることが基本とし、当該年度に見込まれる全ての歳出を計上するものとする。歳出総額の全部又は一部を留保し、補正予算で要求することは一切認めない。

また、歳出予算の計上に当たっては、積算根拠を明確にするとともに、事業の必要性、有効性、優先度及び後年度負担を十分に検証し、真に必要な経費に限って見積もること。

なお、本庁から総合支所へ再配当となる経費については、総合支所の必要経費を事業ごとに積算すること。その際、内訳の積算方法は統一すること。

(1) 全般的事項

全ての事務事業について、事業の目的、実施効果、必要性、優先順位及び執行方法を改めて点検し、既に所期の目的を達成した事業、社会経済情勢の変化により必要性が低下した事業、他の事業との統合が可能な事業等については、積極的に廃止・縮小・統合を行うこと。

また、物価高騰、人件費上昇等の影響を十分に踏まえつつ、実勢に即した見積りとし、過大な見積りとならないよう留意すること。

(2) 政策的経費

新規事業及び既存事業の拡充に当たっては、第3に掲げる施策との整合性、必要性、有効性、緊急性及び優先度を十分に精査し、既存事業の見直しや再構築を前提として要求すること。

また、事業の構築に当たっては、成果目標、事業期間、費用対効果、後年度負担及び執行体制を明らかにし、ビルド&スクラップを徹底すること。

(3) 経常的経費

経常的経費については、前例にとらわれることなく、執行実績、需要の動向、事業効果等を十分に検証した上で、必要最小限の額を見積もること。

特に、委託料、使用料及び賃借料その他の経常的に支出する経費については、仕様、業務内容、実施方法を改めて精査し、継続の妥当性を含めて見直しを行うこと。

このうち委託料については、委託ありきとすることなく、直営による実施の可否を十分に検証し、高度な専門性を有するなど真に委託が必要なものに限り要求すること。

(4) 投資的経費

投資的経費については、中期財政計画との整合を図るとともに、緊急性、優先順位、費用対効果及び将来の維持管理経費や公債費負担を十分に検証した上で計上すること。

また、工事内容、工程、発注方法を再検討し、コスト縮減と事業量の平準化に努めること。

(5) その他留意事項

会計年度任用職員の配置については、業務分担及び業務量を見直し、必要最低限の配置とすること。

補助金等については、「喜多方市補助金等の適正化に関する指針」に基づき、内容、効果等を再検討し、終期を設定した上で整理統合、縮小・廃止等を見直しを図ること。

第6 特別会計及び企業会計に関する事項

特別会計及び企業会計については、上記内容に準じて事業の効果・必要性・優先度

を検証し、優先順位付けを徹底すること。

また、一般会計からの繰入金や出資金等は、一般財源要求限度額の範囲内で最小限とするとともに、基準内繰入を原則とすること。